相模原市立博物館条例の改正の概要

1. 改正の内容

(1) 相模原市立博物館協議会の委員の任命の基準に係る規定の追加 (第16条関係)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による博物館法の改正に伴い、条例で定めることとされた協議会の委員の任命の基準について、文部科学省令で定める基準を参酌し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱することとするもの(⑤は本市の独自基準)。

- ① 学校教育の関係者
- ② 社会教育の関係者
- ③ 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- ④ 学識経験のある者
- ⑤ 市の住民
- (2)協議会の運営等に係る規定の追加(第17条から第19条まで関係)

従来条例施行規則で定めていた事柄 (会長及び副会長に関すること、会議の運営に関すること等) ついて、新たに条例で定めるもの。

2. 施行期日

平成24年4月1日